

学校いじめ防止等のための基本的な方針

松本市立奈川小中学校

目 次

学校いじめ防止等のための基本的な方針	1
一 いじめ防止等の対策ための基本的な方針	1
1 学校がいじめ防止等の対策の目指すもの	1
2 学校がいじめ防止等に関する基本的な考え方	1
3 いじめ問題の理解	3
二 いじめの防止等のための取組み	5
1 学校の「いじめ防止等対策委員会」の位置づけ	5
2 いじめ防止等の取組	5
別表1 いじめ対応マニュアル	15
別表2 重大事態対応フロー図	17

学校いじめ防止等のための基本的な方針

松本市立奈川小中学校

一 いじめ防止等の対策ための基本的な方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第十三条により、奈川小中学校のすべての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

本校の児童生徒は、小学校・中学校ともに少人数での集団において安定した学校生活に慣れ、人間関係も保育園時代からほぼ変わらない。そのため、一度関係が崩れると修復することが難しく、多少のことでも全校の児童生徒に広がってしまう。一度広がった偏見적인見方や考え方は、少ない人数の中で自分自身を孤立させないことを優先せざるを得ないため、その考え方から脱却したり、正したりすることが難しい。

こうした中で、自分の夢と可能性を広げ（夢を追い）、お互いのよさを尊重し合い（心豊かに）、自己実現を図る（たくましく）児童生徒の育成を目指し、具現する場を全教育活動において設定する。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、いじめはどの子どもにも起こりうるという認識を常に持ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

（1）いじめの未然防止

集団の中では、児童生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての児童生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・児童生徒に「いじめは絶対許されない」ことへの理解を促すとともに、児童生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。

- ・児童生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で児童生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。そのため、本校では、異学年合同ホームルームにおいて複数の教員を配置すること、早期発見に努める。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談とともに、事案に応じて関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から児童生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で児童生徒と多くの大人が接するような取組を大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景となる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものになっています。教員は、いじめはどの子にも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく必要があります。 「生徒指導提要」(文部科学省 平成22年3月)より

いじめの定義

この基本方針における「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。(いじめ防止対策推進法第二条参照)

(1) いじめの様態

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」, 「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」

(2) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(法第22条に規定)を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する》

- ・ 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をき

め細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。

- ・ 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対し、適切に指導する。
- ・ 行為を行った児童生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・ いじめられた児童生徒といじめた児童生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(3) いじめの背景と児童生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、児童生徒の育ち、児童生徒を取巻く状況を多方面から探り、児童生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られたり、日常的な未然防止にもつながったりする。

ア いじめの背景

- ・ 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
- ・ 心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。(家庭)
- ・ 児童生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)

また、児童生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

ウ いじめる児童生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の児童生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする事、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

二 いじめの防止等のための取組み

1 学校の「いじめ防止等対策委員会」の位置づけ

(1) 構成員

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、進路指導担当、養護教諭、事務主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医

(2) 役割

【教務会】

- 学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価を行う。
- 収集された情報をもとに対応を検討する。
- 状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得るとともに、対応が困難な場合の体制を整えておく。
- 取組み全体に対する振り返りを行う。

【生徒指導委員会】

- 日頃の児童生徒観察やアンケートを実施し、その取組に対する記録を残すとともに、振り返りを行う。

【教頭、養護教諭】

- 個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し、対応を検討する。

2 いじめ防止等の取組

(1) いじめの未然防止・早期発見の取組

① いじめの未然防止の取組

ア 授業づくりの視点から

<規律ある授業、成就感・達成感と自分の心の居場所がある授業>

- ・ 三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視しながら、成就感・達成感のある「わかる授業」のあり方を考え、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・ 「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての児童生徒が安心して学習できるようにする。
- ・ 異学年集団による学習を推進し、共に支え合う中で、相手を理解し、認め合うことができるようになることを意図した授業を展開する。

<道徳教育の充実>

- ・ 児童生徒の実態に即し指導計画を立案し、実践につなげる。
- ・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・ 被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、児童生徒に訴える。

<人権教育の視点に立った授業>

- ・ 人権教育の研究を推し進め、他者の思いに共感する授業、自尊感情を高める授業、かわり合いや表現力が高まる授業づくりについて研究を進める。授業研究会も実施する。
- ・ 学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、児童生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。

イ 人間関係づくりの視点から

<互いの違いを認め合う人権週間>

- ・ 11月に人権教育月間を設定し、特設授業を展開したり、講演会を開いたりする。

<互いを受容し、認め合う学級活動>

- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・ 学校行事においては、コミュニケーション能力の育成を目標とした内容とし、行事をとおしてお互いを認め合い、協力し合える関係を築く。
- ・ 合唱やレクなど、児童生徒が気持ちを一つにして取組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。
- ・ 清掃・給食・当番活動等の日常活動や行事を通して、互いのよさを認め合う場を設ける。
- ・ お弁当の日を各学年で設定し、自分で作ってきたお弁当を友だち同士で紹介しながら家族や学級の人間関係づくりを深める。

<交流体験活動の充実>

- ・ 小中とも3校交流会を行い、同学年の仲間の考えに触れたり、協働したりすることで自己理解を深める。
- ・ 中学校では2年生で2日間の職場体験学習を行い、自らの取組を振り返ったり、社会人の方から評価して頂いたりすることで、自己有用感を高められるようにする。
- ・ 異学年・異校種交流や地域と連携した行事等を通して、人のためになる喜びを味わうとともに、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

ウ 研修の視点から

- ・ 毎職員会において、児童生徒理解に係る情報共有を行う。
- ・ 児童生徒理解のための職員研修会を、講師を招聘して行う。
- ・ 7月に児童生徒・職員・保護者向けに情報モラル研修を行う。

エ 関係機関とのネットワークづくり

特別支援コーディネーターを窓口とし、必要に応じて相談機関、警察関係機関との連絡を取り合う。

② いじめの早期発見の取組

ア 児童生徒の実態把握の視点から

<アンケート調査、直接相談等の年間計画>

- 4月：家庭訪問 7月：学校評価、いじめアンケート、個別面談
12月：学校評価、いじめアンケート、三者懇談 3月：いじめアンケート

<SUTEKIアンケート>

必要に応じて実施する。

<日々のコミュニケーション>

- ・ 何気ない日常における雑談、日記や生活記録を通して、児童生徒の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。
- ・ 保健室の対話の中で、児童生徒が心のうちを語る場合もある。保健室における児童生徒の言葉に耳を傾け、背景にある思いを受けとめるようにする。

<児童生徒の観察>

- ・ 教師が児童生徒とともに過ごす時間を確保し、児童生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする。
- ・ 授業において、人間関係のトラブルが要因で友とのかかわりがもちにくい様子が見られたり、気持ちが学習に向かなかつたりする場面も見られることがある。授業中の児童生徒の様子を丁寧に観察する。

<保護者との連携>

- ・ 校内相談窓口を設け、児童生徒や保護者に周知する。
- ・ 児童生徒について気になることがあった場合には、遠慮せずに学校に相談するよう、通信を通して呼びかける。

<職員間の連絡>

- ・ からかいやふざけでも関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有する等、いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく関係職員と情報を共有し、指導の方向を適切に判断できるようにする。また、そのための

「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。

- ・ 職員会議・部会ごとに，児童生徒に関わる情報を共有し，児童生徒理解に努める。

イ 相談窓口の提示の視点から

<相談機関の掲示>

- ・ 年度当初，児童生徒・保護者向けに，相談機関を通知する。

ウ 学校への評価

- ・ 学期の学校評価保護者アンケートで，学校への意見・要望を集約する。
- ・ 年3回コミュニティスクール運営委員会を実施し，いじめ防止，発見，対応について評価していただくとともに，児童生徒の様子に関する感想，意見を集約する。

(2) いじめが起きたときの対応

ア いじめ対応マニュアル

別表1 参照

イ 支援・指導のポイント

<いじめの発見・通報を受けたときの対応>

- ・ いじめと疑われる行為を発見したり，いじめの通報を受けたりした場合には，一人で判断したり，抱え込んだりせず，必ず誰かに相談する。
- ・ いじめを目撃したら，その場で阻止する。暴力を伴う時は，即時他の教職員に連絡する。教師が暴力行為などを阻止している場合，他の教職員への連絡は児童生徒に頼む場合もある。
- ・ 関係職員を含む全職員が分担して，速やかに関係児童生徒から事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・ 聴き取りはできるかぎり，同時刻かつ個別に実施する。

<いじめられた児童生徒へ支援>

- ・信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携し、寄り添える体制をつくとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。
- ・「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝え、うたえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。

<いじめた児童生徒へ>

- ・いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返ったり、いじめられた児童生徒の心情を想像したりしながら、心に落ちるような指導を行う。
- ・不満やストレス、背景を理解しつつ、その発散の仕方を考えさせる。
- ・いじめた児童生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。
→必要に応じて別室指導・出席停止の措置をとる。(学校教育法に準じて)

<いじめを見ていた児童生徒へ>

- ・いじめを見ていた、知っていた児童生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・はやし立てたり、同調したりしていた児童生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・集団全体が「いじめを絶対になくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

<保護者との連携>

- ・いじめが発見された場合は、即日複数教員で関係児童生徒の家庭訪問をする。調査結果、事実の報告をする。学校との連絡方法についても話し合う。

(3) ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉棄損、人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発を目的とした講演会を行う。
- ・児童生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

ネット上のいじめへの対応

ネットいじめにはどのようなものがあるか

《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

《メールでの「ネット上のいじめ」》

- 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずししたり、悪口や不適切な画像を送り合ったりする。

ネットいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要があります。

【ネット上のいじめへの対応手順】フロー

《「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒、保護者等からの相談》
 学校では児童生徒の様子の変化を観察し、いじめの兆候を見逃さないように心がけるとともに、児童生徒や家庭からの相談がしやすいように相談窓口を周知してお

《対応チームの編成》
 学校長を中心とする対応チームを編成し、指導方針や役割分担を確認する。

《事実確認と実態把握》

○ 被害児童生徒とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。

① 証拠の保全、② 発見までの経緯、③ 投稿者の心当たり、④ 他の児童生徒の認知状況

◇ 書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

《対応協議》

- 被害児童生徒と保護者の心情に配慮した対応が基本
- 外部との連携検討（教育委員会・警察・SC等）

《教育委員会への報告》

《外部機関との連携》

被害児童生徒、保護者への対応

加害児童生徒の特定

《削除以来の必要性の検討》

- 依頼は被害児童生徒がするのが原則
- ※学校や教委からもできる場合あり

加害児童生徒、保護者への対応
 ○ 投稿を削除させる
 ○ 人権と犯罪の両面からの指導

削除の確認

《継続的支援》

- 心のケアと関係修復

《全校児童生徒への対応》

- 全校集会・学年集会・学級指導
- 再発防止の観点重視

《削除依頼と削除の確認》

(1) 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法（メール）の確認。
 「利用規約」等にかかれている削除依頼方法を確認、削除依頼。

(2) 掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼。

(3) 警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

《相談窓口》

長野県警生活安全部
 サイバー犯罪捜査課 026-233-0110
 違法・有害情報相談センター
 (<https://www.ihaho.jp/>)
 地方法務局「子どもの人権 110 番」
 0120-007-110
 長野県教育委員会心の支援課
 026-235-7436
松本市教育委員会 学校支援室
0263-33-4397

(4) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた児童生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「いじめにより」とは、上記の児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに松本市教育委員会に報告する。

イ 初期対応

別表2「重大事態対応フロー図」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を立ち上げる。
- ・ 関係児童生徒、保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

松本市教育委員会の判断の下、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

<調査委員会の設置>

当該重大事態に応じて、学校は松本市教育委員会の判断の下、調査委員会を設置する。

<組織の構成>

- ・学級担任、養護教諭、生徒指導担当、管理職、関係教職員等
- ・必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）、その他の関係者（保健師、学校評議員、民生委員、弁護士、医師等）を拡充する。

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、進んで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

<いじめられた児童生徒からの聴き取り>

- ・いじめられた児童生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・いじめ行為を完全に止め、いじめられた児童生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

<いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合>

- ・児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

オ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）（文科省）、「生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

カ 調査結果の提供及び報告

<いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供>

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係、その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時、適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置をとる。

<調査結果の報告>

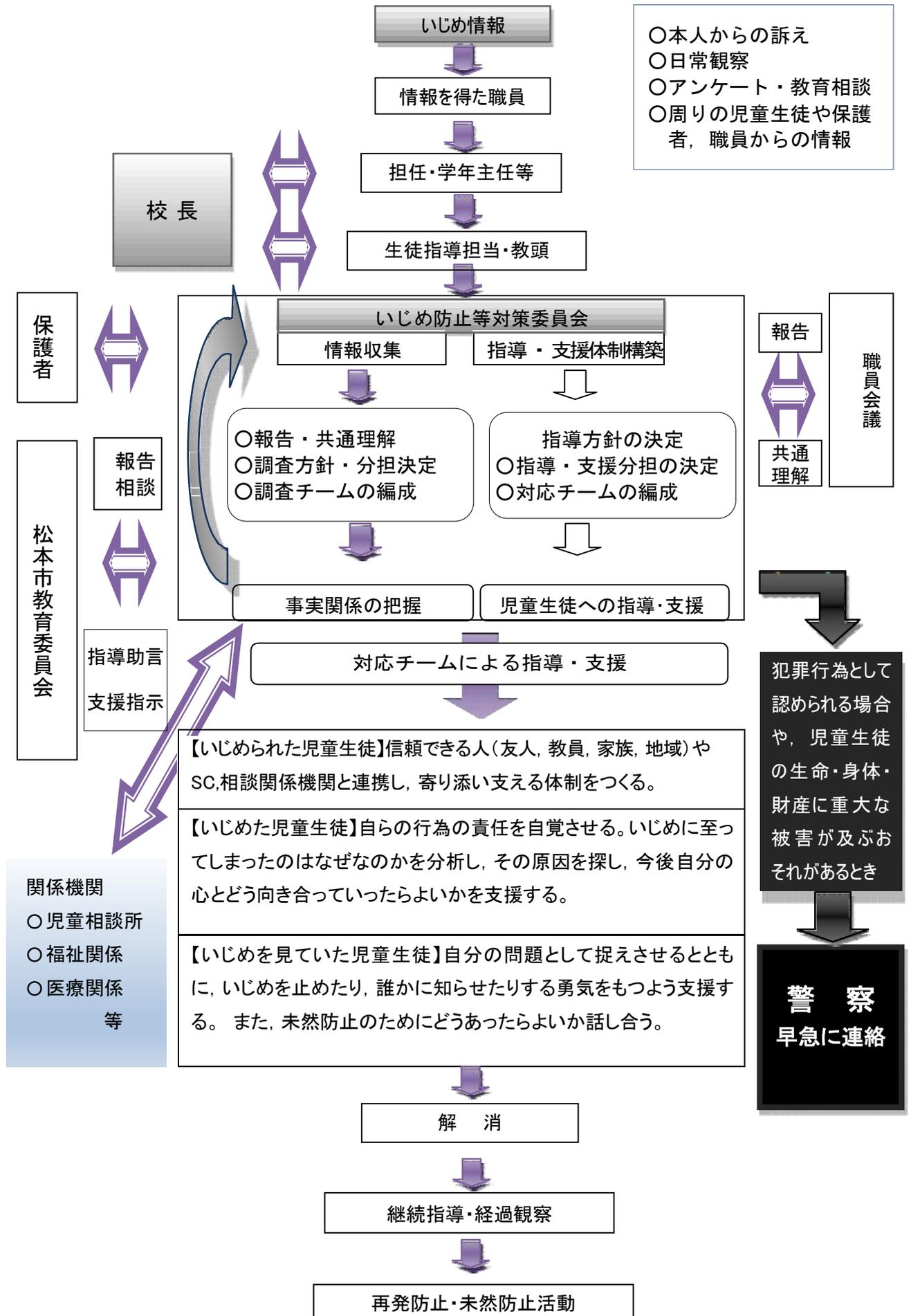
調査結果については、松本市教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

【別表1 いじめ対応マニュアル】



【別表2 重大事態対応フロー図】

■ 重大事態の発生 ■ 「校内いじめ防止等対策委員会」で、重大事態のおそれがあると判断

- ・ 「生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑い」
- ・ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査)

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があった場合も含む。

松本市教育委員会が重大事態の調査主体を判断

学校を調査主体とした場合

松本市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

■ 学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

調査組織は「校内いじめ防止等対策委員会」を母体とする。ただし、当該重大事態の性質によっては専門的知識および経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることもある。

■ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめの行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う姿勢で臨む。

※これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

■ いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供

※調査によって明らかになった事実関係の情報を、適時・適切な方法で経過報告する。

※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に、説明を怠らないようにする。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を生徒や保護者に説明する等の措置が必要。

■ 調査結果を待ち教育委員会に報告

※いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

■ 調査結果を踏まえた必要な措置